

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌
日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
字の区域の変更等
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医療機関の指定
保険医の登録
- 土地改良区の役員の就退任(三件)
土地改良区の役員の就任
土地改良法による換地処分(二件)
土地収用法による事業の認定
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選 管 告 示 参議院地方選出議員補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施
- ◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第八百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯地区落合工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字落合字イヤ谷奥	大字落合字イヤ谷奥のうち五三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字イヤ谷五八の一部、五九の一部、六〇、六一の二、六三の一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字カケ平山二三の三	区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年十二月一日現在の地番による。)
大字落合字カケ平山	大字落合字カケ平山のうち二〇の二及び二三の三以外の区域	大字落合字イヤ谷	大字落合字イヤ谷奥五三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字落合字イヤ谷のうち五八の一部、五九の一部、

六〇、六一の二、六三の一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字高宮一九の三並びに大字落合字カケ平山二〇の二、

大字落合字高宮のうち一九の三以外の区域

鳥取県告示八百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯地区清水川工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）
大字清水川字カタフ田	大字清水川字カタフ田のうち六四の一の一部、六四の三の一部、六七の一部、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字清水川字五反田	大字清水川字五反田の全域、大字清水川字カタフ田六四の一の一部、六四の三の一部、六七の一部、六八及びこれらと一体をなす国有地、大字清水川字鶴ヶ坪六九、七〇の

一、七〇の二、七一の二、七一の三、七一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字清水川字六反田一三三の三の一部、一三三の四、一三三の五、一三三の二、一三三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水川字二反半田一三三の二及び一三三の三と一体をなす国有地の一部

大字清水川字鶴ヶ坪のうち六九、七〇の一、七〇の二、七一の二、七一の三、七一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字清水川字六反田のうち一七の一の一部、一三三の三の一部、一三三の四、一三三の五、一三三の一の一部、一三三の二、一三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字清水川字二反半田一三九の一部、一四〇の二の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字清水川字上高瀬の全域、大字清水川字二反半田のうち一三三の二、一三三の三、一三九の一部、一四〇の二の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字清水川字六反田一七の一の一部、一三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字清水川字三窪田一六の三と一体をなす国有地の一部、大字清水川字前田一九五の一及びこれと一体をなす国有地

大字清水川字三窪田のうち一六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字清水川字前田のうち一九五の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字清水川字飛渡り

大字清水川字飛渡りのうち二四九の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字清水川字二反半田一三二の二、一三二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字清水川字平ノ前二九八の一、二九八の三、二九八の四、二九八の五、二九九の二、三〇〇の二、三〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇の一、三〇六及び三〇八と一体をなす国有地の一部

大字清水川字平ノ前

大字清水川字平ノ前のうち二九八の一、二九八の三、二九八の四、二九九の一、二九九の二、三〇〇の二、三〇一の二、三二〇の二、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇の一、三〇六及び三〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字清水川字牧ノ前

大字清水川字牧ノ前の全域、大字清水川字平ノ前三二〇の二、三二二の二、三二二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字清水川字御崎前三七八の一及びこれと一体をなす国有地

大字清水川字御崎前

大字清水川字御崎前のうち三七八の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字清水川字二反半田

鳥取県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎字土手の内 五九九の一	昭和五十六年七月二日

鳥取県告示第八百九十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大嶋歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡 一九七の一九	昭和五十六年七月一日

鳥取県告示第九百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿 一五二一	昭和五十六年九月二十一日
吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷 三九三五	昭和五十六年九月十六日
恵齒科医院	西伯郡日吉津村大字日吉津 八四一	"

鳥取県告示第九百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村嶋 誠	鳥医第二、六七二号	昭和五十六年九月三日
片岡 廉	鳥医第二、六七三号	昭和五十六年九月四日

鳥取県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大河内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事	佐々木 尊	倉吉市大河内四四二
"	牧 富男	五四二
"	牧 利男	五〇一―三
"	川福 優	三七四
"	佐々木朋規	四六九―一
"	牧 幸人	五二五
"	佐々木庄太郎	四三一
"	石兼健之助	四三〇

" 佐々木英明 四〇〇一
 " 古林 一郎 四八四
 監事 牧 昭人 四五七
 " 牧 義男 五二三
 昭和五十六年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 古林 一郎 倉吉市大河内四八四
 " 牧 幸人 五二五
 " 牧 富男 五四二
 " 牧 利男 五〇一三
 " 佐々木朋規 四六九一
 " 牧 昭人 四五七
 " 佐々木 尊 四四二
 " 佐々木庄太郎 四三一
 " 佐々木英明 四〇〇一
 " 川福 優 三七四
 監事 牧 義男 五二三
 " 石兼健之助 四三〇
 昭和五十六年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第九百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 実 米子市日下二六九
 " 畑中 愛国 二九六
 " 藤川吉之進 五六二
 " 田中 武美 五六七
 " 門田 要一 福万四八六一
 " 船寄 春芳 二六六
 " 西村 政雄 一七五一
 " 木村 兼吉 一九一四
 " 船岡 嘉市 四九三二
 " 野坂利喜雄 石州府四三三
 監事 森山 繁義 福万七二二一
 " 福富 重光 日下一四五
 " 奥田 孝義 石州府四五六
 昭和五十六年三月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 実 米子市日下二六九

〃	畑中 愛国	〃	二九六
〃	藤川吉之進	〃	五六二
〃	田中 美雄	〃	五六七
〃	村上 升一	〃	福万六二一
〃	船寄 春芳	〃	二六六
〃	西村 政雄	〃	一七五一一
〃	木村 兼吉	〃	一九一四
〃	船岡 嘉市	〃	四九三一二
〃	山本 聡明	〃	石州府四一六
〃	森山 繁義	〃	福万七二二一一
〃	内田 文夫	〃	日下二八〇
〃	野坂 一郎	〃	石州府四四九

昭和五十六年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

〃	理事	野口 敏智	西伯郡岸本町大原五七九一一
〃	〃	西木 孝義	〃
〃	〃	後藤 弘	〃
〃	〃	松原 好之	〃
〃	〃	嶋 嘉勇	〃
〃	〃	清水 英一	〃
〃	〃	仲田 敏夫	〃
〃	〃	浅田 正文	〃
〃	〃	幸形喜代志	〃
〃	〃	大垣 勇	〃
〃	〃	山崎 裕	〃
〃	〃	籤中 昭	〃
〃	〃	小西 護郎	〃
〃	〃	亀田 衛	〃
〃	〃	山口 才藏	〃
〃	〃	後藤 幸	〃
〃	〃	幸形 薫	〃

昭和五十六年九月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

〃	理事	清水 英一	西伯郡岸本町須村八〇八
〃	〃	西木 孝義	〃
〃	〃	後藤 覚平	〃
〃	〃	嶋 嘉勇	〃
〃	〃	久古六二二	〃
〃	〃	大原五七五一一	〃
〃	〃	真野九三八一一	〃
〃	〃	須村八〇八	〃
〃	〃	番原六一	〃
〃	〃	五九三	〃
〃	〃	久古一五二三	〃
〃	〃	真野五四九	〃
〃	〃	久古二二一一	〃
〃	〃	丸山一三〇一一	〃
〃	〃	二一一	〃
〃	〃	須村五九〇	〃
〃	〃	六〇二	〃
〃	〃	大原四五七	〃
〃	〃	久古四九	〃

仲田 敏夫	番原六一
浅田 正文	五九三
幸形喜代志	久古一五二三
大垣 勇	真野五四九
山崎 裕	久古二二一
石黒 正美	大原五七二
藪中 昭	丸山一三〇一二
小西 護郎	二一一
亀田 衛	須村五九〇
松原 俊之	久古一五一〇
岩田 剛	丸山二一九
西尾 操	久古二二〇三
下村 衛	真野一〇二四

昭和五十六年九月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第九百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 馬田 薫	西伯郡大山町宮内一八八
大門 叶	坊領一六六一
遠藤 賢次	四七八
吉木 重夫	佐摩二四一
遠藤 達夫	今在家七四
田中 幸人	前三一五
稲田伊佐美	飯戸六八二
前田 叶	一〇八〇
秋本 和彦	赤松一一七八
椎木 学	一一八八
黒田 政夫	坊領三四七

昭和五十六年四月七日就任 任期昭和五十九年十一月二十日まで

鳥取県告示第九百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区落合工区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区清水川工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市北谷公民館建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 倉吉市福本字前田地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

鳥取県告示第九百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年七月十七日 鳥取県指令受都計第百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市嶋字村下モ土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町四丁目四四―一

森脇純子

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和五十六年十一月一日執行予定の参議院地方選出議員補欠選挙におけ

る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十六年十月九日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 端 五 夫

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和56年10月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
 - (2) 乙種危険物取扱者試験
 - (3) 丙種危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所
- (1) 日時

甲種危険物取扱者試験 昭和56年11月25日 午前10時から

乙種危険物取扱者試験 昭和56年11月25日 午前10時から
丙種危険物取扱者試験 昭和56年11月25日 午後1時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220番地	鳥取県庁講堂
倉吉市殿城279番地	鳥取県中部総合事務所
米子市糺町一丁目160番地	鳥取県西部総合事務所
米子市富士見町一丁目103番地1	鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間
昭和56年10月19日から同月30日まで（郵送による場合は、昭和56年10月30日までの消印のあるものは、有効とする。）
- (2) 提出書類
- ア 受験願書
- イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、

その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを。

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課防災係

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和56年10月2日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和56年10月2日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	形状	児童が金品を所持するに至つた経緯
眼鏡	老眼鏡	1	かため型 (ポケット眼鏡)	昭和56年7月5日午後2時頃鳥取市川端五丁目（通称朝市附近）路上に駐車中の車の中から眼鏡2個（時価6,000円相当）を窃取したものである。
サングラス	偏光ガラス	1	たれめ型	